

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋・尾久地区密集住宅市街地整備促進事業等推進活動業務委託	No.5200322
工（納）期	令和 7 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	3 8, 6 6 5, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社地域計画連合 (法人番号：9013301007340)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	町屋・尾久地区密集住宅市街地整備促進事業等推進活動業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社地域計画連合 所在地 東京都豊島区北大塚二丁目24番5号 ステーションフロントタワー2F 代表者 代表取締役 江田 隆三
特命理由	本件は、密集事業等を行っている町屋・尾久地区において、まちづくり活動推進業務及び建替え・老朽除却推進業務等を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、価格評価のみならず、専門性の高さや豊富な経験を踏まえた上で、契約相手方を選定することが重要であることから、令和3年度の実施にあたり、プロポーザル方式により選定を行ったものである。 ② 本件は、建替え等の意向者への訪問相談等において、継続的な対応が必要不可欠である。上記業者は、丁寧かつ的確に業務を遂行し信頼関係を構築していることから、地域住民への円滑な対応を継続的に行うために、引き続き業務を履行することが望ましい。 ③ 令和5年度の履行状況は優良であることから、確実な業務の履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)